

3級 ポイント解説

第1問

解答 ア② イ① ウ① エ② オ①
カ② キ① ク② ケ① コ②

ア：× クーリング・オフは、事業者に対し書面によるその旨の通知を発することで足りる。(公式テキストP.298)

イ：○ 自力救済は原則として禁止されている。(公式テキストP.36)

ウ：○ 著作者人格権は、公表権、氏名表示権および同一性保持権に分けられる。(公式テキストP.268)

エ：× 財産的損害には、逸失利益が含まれる。(公式テキストP.145, P.149)

オ：○ 株主はその有する株式の内容および数に応じ会社から平等に扱われる。(公式テキストP.335)

カ：× 債権質の場合、質権者が直接その債権を取り立てることができる。(公式テキストP.218)

キ：○ 男女雇用機会均等法上、事業主は、セクシュアル・ハラスメント防止のため必要な措置を講じなければならない。(公式テキストP.382)

ク：× 相続人が配偶者と直系尊属の場合、直系尊属の法定相続分は相続財産の3分の1である(公式テキストP.397)

ケ：○ 会社の秘密文書を、その管理権限を有しない従業員が会社に無断で社外に持ち出した場合、窃盗罪が成立し得る。(公式テキストP.307)

コ：× 中古車のような特定物の引渡場所は、契約の締結時に当該特定物が存在した場所となる。(公式テキストP.79)

第2問 2-1

解答 ア③ イ⑪ ウ⑥ エ⑭ オ⑦
(公式テキストP.273~P.275,
P.300~P.304)

X社は、家電製品を中心に通信販売事業を行っており、顧客の氏名、住所、電話番号等の情報を体系的に構成し、特定の部署に集約して一元的に管理をしている。この場合の顧客情報は、様々な法令に基づき保護されている。

まず、顧客情報は、個人情報保護法上の個人情報

報として保護される。個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものまたは個人識別符号が含まれるものをいう。X社の顧客情報は、氏名や住所等によって顧客を識別できるものと考えられるため、個人情報に該当する。したがって、X社が個人情報取扱事業者である場合、X社は、個人情報を取り扱うにあたっては利用目的をできる限り特定し、また、個人情報の取得時には、一定の場合、本人に利用目的を通知しなければならない。

次に、顧客情報は、不正競争防止法上の営業秘密としても保護され得る。不正競争防止法は、企業の保有する情報のうち、秘密管理性、有用性、非公知性の3つの要件を充たしたものを営業秘密として保護し、その不正取得等を処罰することとしている。これらの要件のうち、X社の顧客情報が秘密管理性を備えているとされるためには、X社が文書管理規程を作成して情報の保管方法を定めたり、取扱者を限定したりして、情報の漏えいを防止する措置を講じている必要がある。また、X社の顧客が通信販売を利用して家電製品等を購入している顧客層であり、その顧客情報はX社の事業に活用することができる情報であることから、有用性の要件も充足する。X社の顧客情報が、秘密管理性、有用性、非公知性の要件をすべて充たす場合には、営業秘密に該当し、不正競争防止法による法的保護を受けることができる。

第2問 2-2

解答 ア⑦ イ⑮ ウ⑤ エ⑪ オ③
(公式テキストP.41~P.42,
P.45~P.46, P.53, P.93~P.94)

契約は、相対立する2以上の意思表示の合致、すなわち、一定の法律効果を生じさせようとする意思を外部に対して表示する行為が合致することにより成立する法律行為である。一般的な契約成立の流れとしては、まず一方の当事者から契約の内容を示してその締結を申入れる意思表示、すなわち、申込みの意思表示がなされ、他方の当事者がこの申込みを承諾する旨の意思表示を行い、これらが合致することにより契約が成立する。

当事者間に契約が成立すると、原則として、当事者の一方が正当な理由なく契約内容を変更したり、契約を解除することはできない。

しかし、例えば、売買契約において、売主が目的物の引渡債務を履行しない場合や、目的物の滅失によりその引渡債務の全部の履行が不能となった場合には、原則として、買主には契約を解除する権利が認められる。このように契約または法律の規定により当事者の一方が契約を解除する権利を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。

契約には、様々な種類がある。例えば、売買契約や請負契約のように、その契約から当事者双方がそれぞれ他の当事者に対し対価的關係にある債務を負担する契約を双務契約という。売買契約では、契約を締結するに際し、当事者の双方が、相手方に対し、契約を解除する権利を留保する趣旨で買主が売主に金銭等を交付することがある。このような趣旨で交付される金銭等を手付という。例えば、買主が売主に手付を交付した場合、民法上、買主は、売主が契約の履行に着手するまでは、手付を放棄することによって売買契約を解除することができる。

第3問 3-ア

解答 ④

(公式テキスト P.278～P.284)

- ①：× 営利を目的としない公益法人や公共団体も独占禁止法上の事業者に当たる。
- ②：× 不当な取引制限に当たる行為については、課徴金納付命令が出されることがある。
- ③：× 製品の出荷量を制限する協定は、不当な取引制限に該当し得る。
- ④：○ 本肢の行為により、公正な競争を阻害するおそれがあるときは、不当廉売として不公正な取引方法に当たる。

3-イ

解答 ②

(公式テキスト P.86～P.93)

- a：○ 履行遅滞とは、債務を履行できるのに、履行期限までに債務を履行しないことをいう。
- b：○ 履行不能とは、契約締結時点には履行可能だった債務が履行ができなくなったことをいう。
- c：○ 不完全履行とは、履行期に債務は履行さ

れたが、不完全な履行で、債務の本旨に従った履行といえないことをいう。

- d：× 損害には、特別の事情によって生じた損害のうち、当事者がその事情を予見すべきであった損害が含まれる。

3-ウ

解答 ①

(公式テキスト P.341～P.346)

- a：○ 取締役会設置会社の取締役は、会社の事業の部類に属する取引をする場合、取締役会でその取引につき重要な事実を開示し、承認を受けなければならない。
- b：× 複数の代表取締役がいる場合、各代表取締役が会社を代表する。
- c：○ 一定の株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。
- d：× 監査役は、いつでも、取締役等に対して事業の報告を求めることができる。

3-エ

解答 ③

(公式テキスト P.220～P.224)

- ①：× 抵当権設定契約の効力は、当事者の意思表示のみによって生じる。
- ②：× 元本のほか、満期の到来した最後の2年分の利息等も抵当権の被担保債権の範囲とされている。
- ③：○ 抵当権には物上代位が認められるため、A社は、火災保険金から、自己の債権を回収することができる。
- ④：× 同一の不動産に複数の抵当権を設定することができる。この場合、複数の抵当権の順位は、登記の先後による。

3-オ

解答 ①

(公式テキスト P.56～P.60)

- ①：× 成年後見人が成年被後見人を代理して締結した契約を、成年被後見人が取り消すことはできない。
- ②：○ 被保佐人が保佐人の同意を得ずに民法の定める一定の重要な行為を行った場合には、その法律行為を取り消すことができる。
- ③：○ 未成年者が法定代理人の同意を得て締結

した売買契約は取り消すことはできない。

- ④：○ 制限行為能力者が詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

第4問

解答 ア② イ② ウ① エ① オ①
カ② キ① ク② ケ① コ②

- ア：× 製造物の流通に関与する流通業者や販売業者は、原則として、製造業者等に含まれない。(公式テキストP.155)
- イ：× 商号の登記は、その商号が他人のすでに登記した商号と同一であり、かつ、その営業所の所在場所がその他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができない。(公式テキストP.330)
- ウ：○ 無因証券性により、手形振出の原因である売買契約が無効となっても、約束手形上の債権は無効とならない。(公式テキストP.189)
- エ：○ 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。(公式テキストP.64)
- オ：○ 廃棄物処理法上、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(公式テキストP.306)
- カ：× 他人がすでに登録している商標と類似の商標も登録をすることはできない。(公式テキストP.261)
- キ：○ 仮差押えは、時効の完成猶予の事由に該当する。(公式テキストP.179)
- ク：× 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、その権利を濫用したものとして無効とされる。(公式テキストP.373)
- ケ：○ 用益物権および担保物権のいずれも所有権に一定の制限を加える制限物権である。(公式テキストP.28)
- コ：× 相続を放棄した者は共同相続人に含まれない。(公式テキストP.406)

第5問 5-1

解答 ア⑮ イ⑧ ウ① エ⑥ オ⑪
(公式テキストP.238～P.239,
P.246～P.247)

民法上、物権が設定されたり、譲渡等により移転される場合、その効力は、原則として、当事者間の意思表示のみによって生じる。

そして、物権が譲渡された場合に、法律上、その譲渡の効力を当事者以外の第三者に主張するために備えなければならない要件を対抗要件という。対抗要件は、民法上、譲渡の目的物が動産か不動産かによって異なる。すなわち、民法上、動産の譲渡の対抗要件は引渡しであるのに対し、不動産の譲渡の対抗要件は登記である。

不動産の譲渡の対抗要件である登記は、登記記録という電磁データとして記録され、登記記録を記録した磁気ディスクを登記簿という。

不動産登記簿は、土地および建物のそれぞれについて別個に備えられる。不動産登記簿における登記記録は、土地または建物を特定するための事項が記録される表題部と、所有権または所有権以外の権利に関する事項が記録される権利部に区分されており、権利部はさらに甲区と乙区に区分されている。

第5問 5-2

解答 ア③ イ⑦ ウ⑭ エ⑤ オ⑪
(公式テキストP.173～P.176)

契約等により有効に成立した債権は、様々な事由により消滅する。

まず、債権は、その給付内容が実現することによって消滅する。給付内容実現による債権の消滅事由の1つとして弁済が挙げられる。弁済とは、債務者が債務の内容である給付を実現する行為をいう。弁済の提供は、契約の内容などに照らし、その本旨に従って現実になければならない。債務者は、自己の債務について弁済をした場合、債権者に対し、弁済と引換えに受取証書の交付を請求することができる。受取証書は、一般に領収証とも呼ばれ、債権者が債務の弁済を受けたことを記載した文書である。

また、弁済のほか、給付内容実現による債権の消滅事由として代物弁済や供託がある。このうち、代物弁済は、債権者と弁済者との契約により、本来の給付に代えて他の給付をすることによって債権を消滅させることをいう。そして、債務者は、弁済の提供をした場合において債権者がその受領を拒んだとき、債権者が弁済を受領することができないとき、または、債務者が過失なくして債権者を確知することができないときには、所定の手続により弁済の目的物を寄託して債務を免れることができる。この制度を供託という。

次に、給付内容を実現する必要がなくなることによっても、債権は消滅する。例えば、債権者が

その一方的意思表示により無償で債権を消滅させる免除や、相続などにより債権および債務が同一人に帰する混同などがこれに当たる。

第6問 6-ア

解答 ①

(公式テキスト P.92, P.113~P.116)

- a : ○ 金銭の給付を目的とする債務の不履行による損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。
- b : × 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができるのであり、両当事者がともにいつでも解除できるのではない。
- c : ○ 倉庫業者は、目的物の保管につき、善管注意義務を負う。
- d : × 有償であるか無償であるかを問わず、受任者は善管注意義務を負う。

第6問 6-イ

解答 ④

(公式テキスト P.252~P.258)

- ① : ○ 特許法上、先願主義が採用されている。
- ② : ○ 特許権の存続期間は、原則として、特許出願の日から20年をもって終了する。
- ③ : ○ 特許権者には、侵害行為の差止請求、不法行為責任に基づく損害賠償請求、信用回復措置請求、不当利得返還請求が認められる。
- ④ : × 専用実施権を設定した場合、特許権者といえどもその設定の範囲内においてはその発明を実施することはできない。

第6問 6-ウ

解答 ②

(公式テキスト P.287~P.290)

- ① : × 消費者契約は、消費者と事業者との間で締結される契約をいい、取引の対象は特に限定されていない。
- ② : ○ 本肢に記載の通りである。
- ③ : × 消費者契約法に基づき契約が取り消された場合、事業者は、受領していた代金を消費者に返還することを要する。
- ④ : × 本肢の条項は、消費者にとって一方的に不利な条項として無効となるが、当該消費者契約全体が無効となるのではない。

第6問 6-エ

解答 ②

(公式テキスト P.64~P.73)

- ① : × 商行為の代理は、原則として、代理人の顕名は不要である。
- ② : ○ 代理人の権限外の行為について、相手方がその者に代理権があると信じるにつき正当な理由があるときは、表見代理が成立する。
- ③ : × 無権代理において、代理権がないことを知っていた相手方は、無権代理人に履行の請求または損害賠償を請求することはできない。
- ④ : × 相手方は、無権代理につき善意であるか悪意であるかにかかわらず、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするか否かを確認すべき旨の催告をすることができる。

第6問 6-オ

解答 ③

(公式テキスト P.214~P.215)

- a : × A社は、B社から弁済を受けるまでは甲トラックを留置することができる。
- b : ○ 留置権者が留置物の占有を失うことによって留置権は消滅する。
- c : × 留置権を私的に実行し、目的物の所有権を取得することはできない。
- d : ○ 留置権は、その後目的物を取得した第三者にも対抗することができる。

第7問 7-1

解答 ア⑪ イ③ ウ④ エ⑧ オ⑮

(公式テキスト P.147~P.152, P.153)

他人の行為によって損害を被った被害者が、加害者に対し不法行為に基づく損害賠償請求をするためには、民法上、加害者に責任能力があることが必要である。責任能力とは、加害行為による法律上の責任を弁識するに足りる能力のことである。責任能力を欠く者の行為には不法行為は成立しないが、被害者は、その者の親権者などの監督義務者に対する損害賠償請求が認められる余地はある。

不法行為の被害者が、加害者から損害賠償を受けたことにより、かえって利益を得ることは好ましくない。そこで、加害者と被害者との間の損害賠償を公平に行うために、損害賠償の算定にあたっては、過失相殺や損益相殺によって、損害賠償額の調整が行われることがある。

被害者が、加害者に対し不法行為に基づく損害賠償請求をするにあたり、被害者にも落ち度がありそれが損害発生の一因となった場合、損害の公平な分担の見地から、損害賠償の額から被害者の落ち度に応じた一定額が差し引かれることがある。これを過失相殺という。過失相殺をする前提として、被害者には事理弁識能力が必要とされるが、事理弁識能力は責任能力とは異なり、物事の善し悪しが判断できる程度の能力があれば足りるとされる。

また、例えば、被害者が不法行為によって損害を受ける一方で何らかの利益を受けた場合には、その利益の額を差し引いて損害賠償の額が決定されることがある。これを損益相殺という。

第7問 7-2

解答 ア④ イ⑬ ウ⑫ エ⑧ オ②
(公式テキストP.324～P.326)

商法上、商行為には、商人であるか否かにかかわらず、何人が行っても常に商行為となる絶対的商行為と、営業として反復的に営むときには商行為となる営業的商行為がある。このほか、商人が営業のためにする補助的な行為も商行為とされ、これを附属的商行為という。

商法は、商取引における集団性、反復性および定型性の観点や迅速な取引の要請から、民法の原則に様々な修正を加えている。

まず、商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物または有価証券を留置することができることとされており、これを商事留置権という。被担保債権が留置物について生じたこと、すなわち牽連性が必要である民法上の留置権と異なり、商事留置権は、留置物が留置者の占有に属するに至った原因が被担保債権の発生とは異なる原因であってもよいという点に意義がある。

また、一人の債権者に対して、複数の債務者が存在する場合、債務は、民法の原則では分割債務となるが、商法上は連帯債務となる。これは、商行為に基づく債権債務の実効性を強める趣旨である。

さらに、例えば、代理行為に関して、民法の原則においては、代理人が本人のために行うことを相手方に示すこと、すなわち顕名をせずにし

た行為は、原則として、当該代理人のためにしたもののみなされ、その行為の効力は本人に帰属しない。これに対し、商行為の代理人が顕名をしないでその行為をした場合には、原則として、その行為は本人に対してその効力を生ずる。

第8問

解答 ア① イ① ウ② エ② オ①
カ② キ② ク① ケ② コ①

ア：○ 意匠とは、物品の形状、模様もしくは色彩もしくはこれらの結合（形状等）、建築物の形状等または一定の画像であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。（公式テキストP.259）

イ：○ 権利能力は、自然人の団体や財産の集合にも認められることがある。（公式テキストP.313）

ウ：× 保証人は、民法の規定に従い保証債務を履行した場合、主たる債務者に対して求償権を行使することが認められ得る。（公式テキストP.228）

エ：× 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従い、その全部または一部を撤回することができる。（公式テキストP.402）

オ：○ 過失責任主義とは、人はたとえ他人に損害を与えたとしても、故意または過失がなければ損害賠償責任を負わないという原則である。（公式テキストP.27）

カ：× 労働者派遣法上、港湾運送業務、建設業務、警備業務等の業務について、労働者派遣事業を行うことが禁止されている。（公式テキストP.386）

キ：× 印紙税法により印紙の貼付が義務付けられている契約書に印紙を貼付していない場合であっても、当該契約書で合意された契約が無効となるわけではない。（公式テキストP.130）

ク：○ 会社の取締役等、一定の権限を有する者が、自己または第三者の利益を図る目的で、任務に背く行為をし、会社に財産上の損害を与えた場合、特別背任罪が成立し得る。（公式テキストP.309）

ケ：× 即決和解は、簡易裁判所の関与の下に和解を行う手続である。（公式テキストP.231）

コ：○ 強迫に基づく取消しは、善意無過失の第三者に対しても主張することができる。（公式テキストP.64）

第9問 9-1

解答 ア⑧ イ⑮ ウ⑩ エ⑥ オ②
(公式テキスト P.32～P.35)

法律は、様々な観点から分類することができる。

法律は、法による規律を受ける者が誰であるかによって、私法と公法とに分類される。民法や商法のように法による規律を受ける者が私人である法律は私法に分類され、憲法のようにそれが国や地方公共団体である法律は公法に分類される。

また、法律をその適用対象という観点から分類すると、適用対象が限定されず一般的な法律である一般法と、対象となる事柄や人または地域などが限定されている法律である特別法とに分類することができる。例えば、私人間の取引一般には民法が適用されるが、その中でも特に企業などの商人間の取引には商法が適用される。この場合、民法が一般法、商法が特別法に該当する。

さらに、法律は、実体法と手続法とに分類することもできる。実体法とは権利義務など法律関係の内容を定める法律であり、手続法とは実体法の内容を実現するための手続を定める法律である。例えば、実体法である民法によれば、他人の過失によって損害を受けた者は、加害者に対して損害賠償請求をすることができることとされているが、被害者が民事訴訟を提起して加害者に損害賠償請求をするには、手続法である民事訴訟法の定める手続に従う必要がある。

このほか、法律の規定は、契約当事者間でこれと異なる内容の定めができるか否かという観点から、強行法規と任意法規とに分類することもできる。強行法規とは、契約当事者が法律の規定と異なる内容の取決めをしてもその効力を生じず、当事者の意思にかかわらずその適用が強制される法律の規定をいう。これに対し、任意法規とは、契約当事者が法律の規定と異なる定めをするなど、当事者がそれに従う意思がないと認められるときは、その適用が強制されない法律の規定をいう。ある法律の規定が強行法規か任意法規かの区別は実際には容易でないこともあるが、強行法規の中には強行法規である旨が法律上明示されているものもある。

第9問 9-2

解答 ア⑥ イ⑪ ウ② エ⑦ オ⑬
(公式テキスト P.102～P.112)

賃貸借契約においては、賃貸人は、賃借人に目

的物を使用収益させる義務を負う。そのため、民法上、賃貸人は、賃借人が目的物を使用収益する上で支障がある場合には、目的物の修繕をする義務を負う。賃貸人が行うべき修繕を賃借人が代わりに行う場合のように、目的物の保存に通常必要な費用を必要費といい、賃借人が必要費を支出したときには、直ちに賃貸人に対してその支出した費用の全額の償還を請求することができる。また、賃借人が目的物に改良を加えるなど、目的物の価値を高める費用を支出した場合には、有益費として、賃貸人は、民法の規定に従い、賃貸借契約終了時に、賃借人が事実上支出した金額または目的物の価格の現存の増加額のいずれかを選択して、賃借人に償還しなければならない。

賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、賃貸借が終了したときは、通常の使用および収益によって生じた賃借物の損耗ならびに賃借物の経年変化を除き、その損傷を原状に復する義務を負う。この賃借人の義務を原状回復義務という。

建物の賃貸借（借家）や建物所有を目的とする土地の賃貸借（借地）については、民法の規定のほか、賃借人の保護を目的として、民法の特別法である借地借家法の適用対象となる。

例えば、民法上、不動産の賃借権の對抗要件は、当該賃借権の登記であるが、賃貸人は、特約がない限り、賃借権の登記に協力する義務を負わないことから、賃借人が賃借権の登記をすることは現実的に困難である。

そこで、借地借家法上、賃借人保護の観点から、借家権と借地権について、賃借権の登記以外の方法で對抗要件を備えることが認められている。具体的には、借地借家法上、建物の賃貸借については建物の引渡し借家権の對抗要件であり、借地については借地上の建物の登記が借地権の對抗要件である。

また、民法の原則では、賃貸借期間が満了すれば、両当事者が更新に合意しない限り賃貸借契約は終了するのに対し、借地借家法の適用を受ける賃貸借契約においては、原則として、賃貸人に正当事由があると認められる場合でなければ、賃貸人の側から契約の更新を拒絶できないとされている。

第10問 10ーア

解答 ③

(公式テキスト P.359, P.370, P.376)

- ①：× 使用者は、雇用する労働者の代表者との団体交渉を正当な理由なく拒むことができない。
- ②：× 労働組合は、使用者からの指示に基づき、労働者に対し法定労働時間を超えて労働させる義務を負わない。
- ③：○ 本肢に記載の通りである。
- ④：× 労働基準法は、原則としてすべての労働者に適用される。

第10問 10ーイ

解答 ④

(公式テキスト P.75～P.77)

- a：× 期限の利益は債務者の利益のために定められたものと推定される。
- b：× 「人の死亡」のように将来発生することは確実であるがいつ発生するかは不確定である事実にかからせる特約は、不確定期限に当たる。
- c：○ 条件が成就した場合に契約の効力が生じる本肢の記述は、停止条件に当たる。
- d：○ 日、週、月または年によって期間を定めるときは、その期間の初日は算入されない（初日不算入の原則）。

第10問 10ーウ

解答 ②

(公式テキスト P.390～P.395)

- ①：× 本肢の債務が日常家事債務に該当する場合、Yも連帯して支払う責任を負う。
- ②：○ 本肢に記載の通りである。
- ③：× 相続によって取得した財産など婚姻中に自己の名で得た財産は、その特有財産とされる。
- ④：× 離婚のときから3か月以内に家庭裁判所に届け出ることにより、離婚時に称していた氏を称することができる。

第10問 10ーエ

解答 ③

(公式テキスト P.349～P.351)

- a：× 支配人の選任および解任は、株主総会が行うのではない。
- b：○ 支配人は、精力分散防止義務や競業禁止

義務を負う。

- c：× 会社が支配人の代理権に制限を加えても、これを善意の第三者に対抗することはできない。
- d：× 支配人の解任は登記事項であり、登記がなければ善意の第三者に対抗することができないため、本肢の場合における取引の効果は会社に帰属する。

第10問 10ーオ

解答 ④

(公式テキスト P.174～P.175)

- ①：○ 本肢のように種類の異なる債務同士を相殺することはできない。
- ②：○ 双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によりその債務を免れることができる。
- ③：○ 本肢において、A社は、B社の有する期限の利益を強制的に放棄させることはできず、両債権を相殺することができない。
- ④：× 本肢の場合、A社は、B社に対して負う債務の期限の利益を放棄して両債権の弁済期が到来した状態にすることにより、相殺をすることができる。